

# ～安定した制度で 高齢者医療を守るために～ 後期高齢者医療制度のしくみ



○後期高齢者医療の被保険者が納める  
保険料 : 約1割  
となつておる、高齢者の方も含め、国民  
全体で支え合ひの制度です。

- 支援金  
(国・県・市町が負担するお金)  
※65歳未満の方が負担するお金  
※障がい認定により後期高齢者医療にご加入の65歳以上の方を除く)  
⋮約5割

後期高齢者医療制度は、各都道府県で単位の「広域連合」を運営主体として、75歳以上の方（および一定以上の障がいにより認定を受けた65歳以上の方）を対象としています。後期高齢者医療制度の被保険者の医療費の財源は、

医療費は高齢化の進展や医療の高度化により年々増加しています。医療費の増加は制度の財政を圧迫し、皆さんにご負担いただく保険料の増額にもつながりかねません。限りある医療費の適正化のためにも、健康や医療について考えてみましょう。

# こころがけましよう

## ～医療機関での 適正な受診を～

- ① 休日や夜間に救急医療機関を受診する際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

② 同じ病気で、複数の医療機関を必要以上に受診するのはどうただけ控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を及ぼす心配があります。

③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用もおおむね安く済みますので、担当の医師に利用について相談してみましょう。

限度額適用・標準負担額減額認定証が  
通院時にも使えるようになります

- 医療機関を受診した場合、支払いが自己負担額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）」が、平成24年4月1日から入院時だけでなく、通院時にも使えるようになります。

減額認定証を医療機関等窓口で提示する」として、ひとつ目の医療機関等でのお支払いが、所得に応じて設定されたひと月の自己負担限度額になります。

減額認定証の交付を受けるには、役場住民課保険年金担当で申請手続きが必要です。

○減額認定証の交付対象となる方

  - ・住民税非課税世帯の方（外来の自己負担限度額・月額8,000円）  
(課税世帯の方は、被保険者証を提示することで支払い額が限度額までとなります)

○申請時に必要なもの

  - ・印鑑(スタンプ式でないもの)
  - ・「減額認定証」が必要な方の被保險者証
  - ・窓口に来られた方の本人確認ができる書類

※この本人または世帯員の方以外の申請時には委任状が必要となります。

- 申請時に必要なもの
  - ・印鑑(スタンプ式でないもの)
  - ・「減額認定証」が必要な方の被保険者証
  - ・窓口に来られた方の本人確認ができる書類
- ※この本人または世帯員の方以外の申請時には委任状が必要となります。

- ・住民税非課税世帯の方（外来の自己負担限度額・月額8,000円）（課税世帯の方は、被保険者証を提示することで支払い額が限度額までとなります）
- 申請時に必要なもの
  - ・印鑑（スタンプ式でないもの）
  - ・「減額認定証」が必要な方の被保険者証
  - ・窓口に来られた方の本人確認ができる書類
- ※ご本人または世帯員の方以外の申請時には委任状が必要となります。

減額認定証を医療機関等窓口で提示することで、ひとつの医療機関等でのお支払いが、所得に応じて設定されたひと円の自己負担限度額以内になります。

減額認定証の交付を受けるには、役場住民課保険年金担当で申請手続きが必要です。

用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）が、平成24年4月1日から入院時だけでなく、通院時にも使えるようになります。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎⑤  
滋賀県後期高齢者医療広域連合

有線⑤7784  
077-522-3013